

## 漢賦に記された物名と其の漢字及び字典

高 橋 庸 一 郎

### 中国古文獻に現れた字書

前稿でも引用したが、『漢書・藝文志』に、

古者八歲入小學、故周官保氏掌養國子、教之六書、謂象形、象事、象意、象聲、轉注、假借、造字之本也。漢興、蕭何草律、亦著其法、曰、太史試學童、能諷書九千字以上、乃得爲史。又以六體試之、課最者以爲尙書御史史書令史。吏民上書、字或不正、輒舉劾。六體者、古文、奇字、篆書、隸書、繆書、蟲書、皆所以通知古今文字、摹印章、書幡信也。古制、書必同文、不知則闕、問諸故老、至於衰世、是非無正、人用其私。故孔子曰、吾猶及之闕文也、今亡矣夫、蓋傷其漸不正。(古くは八歳にして小學に入る。故に周官の保氏は掌して國子を養

ひ、之に六書を教ふ。象形、象事、象意、象聲、轉注、假借と謂ひ、造字の本なり。漢興り、蕭律を草し、亦た其の法を著して曰く、太史學童を試るに、能く諷して九千字以上書せば、乃ち史と爲るを得る。又た六體を以て之を試るに、最を課史たる者は以て尙書御史、史書、令史と爲る。吏民書を上げて、字或ひは正しからざれば、輒ち舉げて劾す。六體とは、古文、奇字、篆書、隸書、繆書、蟲書、皆以て古今の文字を知るに通ずる所なり、印章を摹し、幡信を書する也。古制では、書は必ず文を同じく、知らざれば則ち闕、諸を古老に問ひて、衰世に至り、是れ正しき無きに非らず、人其の私を用ふ。故に孔子曰く、吾猶ほ之を闕文に及ぶなり、今亡するは、蓋し其れを傷みて漸らく正さず。)

とある。此処に言う「古者八歳入小學」とは、今我々

が言うところの、「小学校に入る」とは違うと言うことは解かつても、それ以上のことは解からない。ただ下文に、「六書を教える」ということが出てくるのと、又

「六體字」についても其の六書についてかなり詳しく解説しているばかりでなく、尚書・御史・令史となるために文字を九千字以上知らないとなれないとも書いてありたりするのであるから、この「小學」とは恐らく文字を教えるところであるらしいことは見て取れる。しかし九千字となると其れは半端な数ではないし、「史」となると言うのも八歳や十歳でなることもあり得ないので、「小學に入る」というのは有る特定の場所や機関に入ることを言っているのではなく、恐らく「文字を学習する段階に入る」ぐらいの意味で使っているのではなからうか。『漢書』の中に、杜林について述べた部分で、「其正文字、過于艱、疎。故世言小學者由杜公」とあり、また唐蘭の指摘に拠れば顔師古の、「張吉憂長小學」に対する注には、「小學謂文字之學也」といつているのである。上記の引用文にはほかにも興味をそそられる箇所がある。其れは「人用其私」という語である。この点について顔師古は、「各任私意而爲字（各々私意に任せて字を爲る）」と註解を施している。つまり当時は正しい文字と言うものがあつたけれども人々は勝手に文字を作ると

いうこともあつたと謂うことである。この点は注意を払っておくべきであろう。

#### 一 漢代の教養文化教育

『禮記卷八・内則』に、

子能食、食教以右手、能言男唯、女兪、男鞶革、女鞶絲。六年教之數與方名、七年男女不同席、不共食。八年出入門戶及卽席飲食、必後長者、始教之讓、九年教之數日、十年出就外傳、居宿於外、學書記、衣不帛襦袴、禮帥初、朝夕學幼儀、請肆簡諒。（子能く食すれば、食は右手を以てするを教へ、能く言へば男は唯を、女は兪を、男は革を鞶とし、女は絲を鞶とするを教ふ。六年にして之に數と方名を教へ、七年にして男女席を同じふせず、食を共にせず。八年にして出て門戸に入りて席に即きて飲食に及べば、必ず長者より後れ、始めて之に讓るを教ふ。九年にして之に數日を教へ、十年にして外傳に就き、外に居宿し、書き記するを學び、不帛の襦袴を衣る。禮びて初を帥びき、朝夕幼儀を學び、簡諒を肆ふを請ふ。）

とあるから、漢代では（禮記が何時の時代に成つたのかははっきり解かつていないわけではない。一般的には

『周禮』『儀禮』と同じく、周代のものとされるが、恐らく春秋期、戦国期を経た後、漢代になってから、儒教の隆盛に随つて、孔子の愛してやまなかつた周代の制度、儀礼習俗などをある程度理想的に再構築して書き著した物であろうと思われる。六歳で漢字ばかりでなく、数なども教えていたと謂うことが解かる。それに儒教の經典の『禮記』では周の理想に合うべく幼い子供たちにも男女の道を教え、年長者を敬うと謂うような「人倫の道」までも教育していたことがわかる。其れはさておきここではつきりと見ておきたいことは、漢代においては、かなり若いときから文字を習い覚え、ついで社会的に出世の道を辿るためには九千にもものぼる文字を覚えなければならなかつたと謂う事である。しかも其れは正しい文字でなければならなかつた。何故かといえば当時文字を自分勝手に書いたり作つたりすることがよくあつたから、ということである。

## 二 『史籀篇』『蒼頡』『爰歴』『博學』

さて『漢書・藝文志』は続けて更に次のように書かれている。

『史籀篇』者、周時史官教學童書也、與孔氏壁中古文

異體。『蒼頡』七章者、秦丞相李斯所作也、『爰歴』六章者、車府令趙高所作也、『博學』七章者、太史令胡毋敬所作也、文字多取『史籀篇』、而篆體復頗異、所謂秦篆也。是時始造隸書矣、起於官獄多事、苟趨省易、施之徒隸也。漢興、閭里書師合『蒼頡』、『爰歴』、『博學』三篇、斷六十字以爲一章、凡五十五章、并爲『蒼頡篇』。武帝時司馬相如作『凡將篇』、無復字。元帝時黃門令史游作『急就篇』、成帝時將作大匠李長作『元尚篇』、皆『蒼頡』中正字也。『凡將』則頗有出矣。至元始中、徵天下通小學者以百數、各令記字所庭中。揚雄取其有用者以作『訓纂篇』、順續『蒼頡』、又易羣書所載略備矣。『蒼頡』多古字、俗師失其讀、宣帝時徵齊人能正讀者、張敞從受之、傳至外孫之子杜林、爲作訓故、并列焉。」（『史籀篇』は、周の時史官の學童を教える書である。孔氏の壁中の古文とは體を異にす。『蒼頡』七章は、秦の丞相李斯の作る所なり、『爰歴』六章は、車府令の趙高の作る所なり、『博學』七章は、太史令胡毋敬の作る所なり、文字は多く『史籀篇』に取る、而して篆體復た頗る異なり、所謂秦篆なり。是の時始めて隸書を造るなり、官の獄に多事起こり、苟さか省易に趨はむとして、之を徒隸に施さんとするなり。漢興り、閭里の書師『蒼頡』、『爰歴』、『博學』三篇を合わせ、六十字を斷じて一章とし、凡そ

五十章、并せて『蒼頡篇』とす。武帝の時司馬相如『凡將篇』を作り、復字無し。元帝の時黃門令の史游『急就篇』を作り、成帝の時將作大匠の李長が『元尙篇』を作り、皆『蒼頡』の中の正字なり。『凡將』は則ち頗る出るところ有るなり。元始中に至りて、天下に令して小額に通ずる者數百を以て徴し、各々令して字を庭中に記さしむ。揚雄は其の有用なる者を取りて以て『訓纂篇』を作り、順じて『蒼頡』に續く、また羣書載せるは略備ふなり。『蒼頡』の多くは古字なり、俗師其の讀みを失ふ、宣帝の時齊人の能く正しく讀む者を徴し、張敞從ひて之を受け、傳へて外孫の杜林に至り、爲に訓故を作り、并せて列するなり。）

此処に謂う「学童」の「童」とは、今謂うところの単なる「わらべ」ではない。童字は『説文』に、「男有臯曰奴奴曰童女曰妾从辛重省聲（男臯有るを奴と曰ひ、奴は童なり、女は妾と曰ふ。辛に従ひ、重の省聲なり。）」とある。

即ち「童」というのは下男ぐらいの意味に当たるであろう。下文の「徒隸」に対応する語でもあり、文字を上から習うことを命じられた下つ端の下臣ぐらいの意味で使われているのがこの「学童」という語である。

### 三 『玉函山房佚輯書』の中の『史籀篇』

『史籀篇』には、「周宣王太史作大篆十五篇、建武時亡六篇矣（周の宣王の太史大篆十五篇を作る、建武の時六篇を亡ふなり）」との注が有る。宣王は西周の末期である。三千年も前に作られた字典である。今それがどんなものであったか知るすべは無い。しかし清の馬国翰が歴代の佚書を集めて編集した『玉函山房佚輯書』が有り、其の第三冊目に『史籀篇一卷』が収められている。しかしこの書の内容が十九世紀も中頃になって、それが如何なる経緯で発見され蒐集されたか、或いは其の内容の信憑性はどの程度であるのかなどは全く不明であるが、今ここではそれらの疑問は一応不問ということにして少し眺めてみたい。先ずこれには馬国翰竹吾甫の序文らしき解説が付いているので、その一部を此処に挙げておく、其れはこの作者といわれる史籀についての記述の部分が参考になるからである。

「史籀篇一卷周宣王太史籀撰籀姓佚史蓋官號張懷瓘書斷云大篆者周宣王太史史籀所作也或云柱下史既以史爲姓又引或說以史爲官存疑之詞也漢書藝文志小學十家首載史籀十五篇云史籀篇者周時史官教學童也與孔子壁中古文異

體隋唐志皆不著録佚已久許慎說文每引之以與古篆相參（史籀篇一卷は周の宣王の太史籀撰す。籀は姓佚し、史は蓋し官號なり。張懷瓘書斷して云はく、大篆は周の宣王の太史、史籀の作る所なり。或ひは云はく柱下史は既に史を以て姓と爲す。また或る説を引きて史を以て官と爲すは疑を存す詞なり。漢書・藝文志は小學十家に首載して、史籀篇は周時の史官が學童に教ふなり。孔氏壁中の古文とは體を異にするなり。隋唐志は皆著録せず。佚して已に久し。許慎の説文は毎に之を引きて相ひ參す。）尤も王国維は『觀堂集林』の「史籀篇証序」の中で、「史籀爲人名之疑問也」とし、「說文云籀讀也又云讀籀書也古籀讀二字同音同義」「左氏古文絲本作籀逸周書之絲書亦當即籀書矣籀書爲史之專職昔人作字書者其首句蓋云大史籀書以目下文後人因取首句史籀二字名其篇」と述べている。

いづれにしても、『玉函山房』に収録されている『史籀篇』は極僅かで、約二百三十二字である。

#### 四 『玉函山房佚輯書』の中の『蒼頡篇』

次に『玉函山房』には『蒼頡篇』の残巻も収録されている。収録されている字数は一千五字である。其の序文

には、前に掲げた『漢書・藝文志』に続けて、

「茲據合輯以成文句者列前兩字者次之一字者又次之吾印衍學古編謂蒼頡十五篇即是說文目錄五百四十字許氏分爲每部之首並據編錄即以諸書所引單字屬各部首字下以便省覽漢兼天下四語當在揚雄班固所續篇內故録于後張郭注三蒼合訓纂滂喜注之然諸引蒼頡篇皆及注爲張爲郭不能區分故并題姓名於前而於所引二家必詳書以別之其或引三蒼與蒼頡字同者悉入此篇亦並詳注於下至渾引三蒼而不知何篇者別輯爲三蒼一卷杜林書亦別輯録以其字皆篇中正字故備收入兼及其說焉夫小學書自史籀篇外此最近古且爲許氏說文所取瀛藉溯字源當不迷於嚮往也（茲に合輯に據づいて、文句を成す者は前に列べ、兩字の者は之に次ぎ、一字の者は又た之に次ぐ。吾衍く古を學び蒼頡十五篇を編す。即ち是れ說文の目錄五百四十字は許氏が每部の首を爲り、並せて編録に據づき、即ち以て諸書の引くところの單字を以て各部首の字に屬さしむ。）

とある。

『史籀篇』は周代宣王の時代に作られたというが、其れは西周の末期で、BC、九世紀の終わりからBC、八世紀の始めにかけてということになる。文字史の上からいうと、殷から周に替わって約二百年余り、春秋諸子百

家の多くの哲学的理論の出される前であるから当然未だ金文の時代である。紙はもとより、帛書、木簡竹簡も未だ世に現れていないと思われる時代である。このような時代に編纂されと謂う字典とは、一体どのような体裁のものであったか、其の規模はどのようなものであったのか、つまりは何字ぐらいの文字が収録されていたのか、全く想像も出来ない。しかしそれにしても西周の末期の成書とは、歴史的な当時の需要、素材の状況、当時の文献内容の発展状況などを勘案してみると少し早すぎるように思われる。蘇宝榮が、一九九三年に刊行した『説文解字 導読』に書いたように恐らく其れは戦国期にまで降るであろう。それと今この『玉函山房』に集められた『史籀篇』のそれぞれの文字が、其の後の漢字の何に当たるかも、文字の影印そのものが不明瞭であるためにはつきりしない。しかしこれ等には、全部にとりわけではないが、一応双行子書きの部分に、『説文解字』と『玉篇』での部首の所属が記されているので、それに基づいて考えてみたい。

## 五 漢賦と『史籀篇』の文字

特に漢賦が、其の用語の中に多くの草木、鳥獸、蟲魚

を取り入れた為にそれらの物名をあらわす文字を必要としたと謂うばかりでなく、馬の形態や女性及び女性の衣類衣装などの繊細華麗な有り様を表現するための文字などを新たに必要としたであろう。その点から、それらの文字は、それまでの常用の文字と如何に異なっていたかを知ることが出来るということ念頭に於いて考えて見たいのである。

先ず漢賦では極めて多い草の名前、つまり草冠の文字は『史籀篇』では三字しか採られていない。其の字とは、後の蓬、蓐、薜に当る字である。

蓬字は、ここでは**葦**とあり『説文』に、「**葦**蒿也从艸逢聲 籀文蓬省 (**葦**は蒿なり、艸に从ふ、逢聲**葦**は籀文で蓬の省)」とある。

蓐字は同じくここでは**蓐**とあり『説文』に、「**蓐**陳艸復生也从艸辱聲一日蔟也凡蓐之屬皆从蓐**蓐**籀文蓐从**艸** (陳艸にして復生なり、艸に从ひ、辱聲なり。一に曰く蔟なり、凡そ蓐の屬は皆な蓐に从ふ。**蓐**は籀文の蓐で**艸**に从ふ。)」とある。

また三字目の薜はここでは**薜**でとりやはり『説文』に、「**薜**拔去田艸也 (**薜**は田の艸を抜くなり。)」とあつて、物品の名ではない。

次に木偏の字を見てみると、『史籀篇』には四文字である。それらは後の漢字の枹、栝、槃、櫛に当たる字である。

枹字は、ここでは**𣎵**でとり、『説文』には、「**枹** 未耑也」「**鉛** 或从金、**𣎵** 籀文从𣎵」<sup>1)</sup>とある。未耑とは、「畑を切り拓く」の意味であるから、当然物名ではない。栝字は、ここでは**𣎵**でとり、『説文』に、「**栝** 匱也」「**匱** 籀文栝」とある。これは「さかずき、杯、盃」の意味であつて、木の名前を表しているわけではない。槃字はここでは**𣎵**でとり、『説文』に、「**槃** 承槃也」「**槃** 古文从金、**槃** 籀文从皿」とある。承槃とは承盤と同じで、酒樽や酒壺を載せる台のことを言つたものと思われる。故に此れも物名を表したものではない。櫛字はここでは**𣎵**でとり、『説文』に、「**櫛** 龜目酒尊刻木作雲雷象施不窮也」「**𣎵** 籀文或从𣎵**𣎵** 籀文或从皿**𣎵** 籀文櫛」とある。これも盃の類であつて、木の名前ではない。

次に魚偏を見ると、四字ある。この四字それぞれ、鯧、鱠、魴、鰕である。

鯧はここでは**𩺰**でとり、『説文』では、鯧でとつてあり、「**𩺰** 魚子已生者（魚の子で已に生れたる者）」<sup>2)</sup>「**𩺰** 籀文」とある。これは魚の名前ではないが、其の生息の種類を表した物名といえるであろう。

鱠は『説文』には無い。王力の編輯した『王力古漢語字典』によると、『吳越春秋・闔閭内傳』に、「吳王聞三師將至、治魚爲鱠（吳王三師之將に至らんことを聞き、魚を治して鱠を爲らんとす）」とあるし、枚乗の『七發』に、「薄者之炙、鮮鯉之鱠（薄い者の炙りもの、鮮なる鯉の鱠）」とも有る。つまりこれは調理の名である。日本で謂う「なます」であろう。

魴はここでは**𩺰**、『説文』には、魴で採り、「**魴** 赤尾魚」「**𩺰** 魴或从旁」とある。

鰕はここでは**𩺰**でとり、『説文』にも、𩺰で採り、「**𩺰** 捕魚也（魚を捕へるなり）」<sup>3)</sup>「**𩺰** 篆文𩺰从魚」とある。以上で見ると魴だけが魚の名ということになる。後の一つは生息種類の名。今一つは魚によつて作られた料理の名ということになる。依つて物名としては三字ということになる。

次に鳥偏の字を見てみると、九字有る。鷄、雛、鷓、鴈、鴟、雁、鴈、雛、鷓、鴈である。

鶏はここでは鷓でとり『説文』に、「鷓知時畜也、鷓籜文鷓从鳥」とある。

雛はここでは鷓でとり『説文』に、「鷓鷓也」、「鷓籜文雛从鳥」とある。

鷓はここでは鷓でとり『説文』に、「鷓也」、「鷓籜文鷓从」  
文鷓从」とある。

雁はここでは鷓でとり『説文』に、「雁鳥也」亦此  
れには徐鉉の注がついており、それには、「臣鉉等曰雁  
知時鳥大夫以爲摯昏禮用之故从人」とある。

鷓はここでは鷓でとり『説文』に鷓で採り、「鷓也」  
「鷓籜文鷓从鳥」とある。

雁はここでは鷓にとり『説文』に、「雁九雁農桑候  
鳥扈民不姪者也春雁鴈盾夏雁籜藍玄秋雁籜藍冬雁籜黃棘  
雁籜丹行雁籜宵雁籜噴桑雁籜脂老雁鷓也」  
「鷓籜文雁从鳥」とある。

雛はここでは鷓でとり『説文』に鷓で採り、  
「鷓籜屬」  
「鷓籜文雛从鳥」とある。

鷓はここでは鷓でとり『説文』に、鷓で採り、「鷓  
鷓風也」  
「鷓籜文鷓从塵」とある。

鷓はここでは鷓でとり『説文』に、鷓で採り、  
「鷓鼠形飛走且乳之鳥也从鳥也」  
「鷓籜文鷓」とある。  
こうして見てくると、あまりはつきりとは解からない

ものもあるが、鳥偏九字のうち鳥の名前と思われるものは七字である。

次に馬偏の文字であるが、これは名前や種類というよりも、其の色や形や役割による呼称の違いである。当時の生活に密着した名詞であるので、そのまま物名としていいであろう。

馬はここでは影でとり『説文』に、「馬怒也武也象馬頭髦尾四足之形」  
「影古文、影籜文馬與影同有髦」とある。

騮はここでは縹でとり『説文』に、「騮黃馬黑喙」  
「縹籜文騮」とある。

騮はここでは騮でとり『説文』に、「騮馬小兒」  
「騮籜文从𠂔」とある。

駕はここでは𠂔にとり『説文』に、「𠂔馬在軛」  
「𠂔籜文駕」とある。

次に女偏の文字は七字採られている。

姪はここでは𠂔でとり『説文』では、「姪祝融之後姓也」  
「𠂔籜文姪从員」とある。

婚はここでは𠂔でとり『説文』に、「婚婦家也禮娶婦以昏時婦人陰也故曰婚从女从昏」  
「𠂔籜文婚」とあ

る。

媧はここでは媧でとり『説文』に、「媧壻家也女之所因故曰媧从女从因」「媧籀文媧从媧」<sup>11</sup>とある。

媧はここでは媧でとり『説文』に、「媧歿母也」「媧籀文媧省」とある。

媧はここでは媧でとり『説文』に、「媧古之神聖女化萬物者也」「媧籀文媧从媧」<sup>12</sup>とある。

媧はここでは媧でとり『説文』に媧でとり「媧順也」「詩曰婉兮媧兮」「媧籀文媧」<sup>13</sup>とある。この字は『玉函山房』の親字とは、其の形が些か異なるようであるが、籀文としては同じなので、恐らくこの字が媧に当たるとは間違いないであろう。

『玉函山房』の『史籀編』にはもう一字採られており、そこにははつきりと「説文女部」と書かれているが、影印がはつきりしない為に判別できない。

此処に収められた女偏の文字は最後の「媧」を除いてほかは、「媧」が古代神話上の女神の名前である以外はすべて古来の伝統的な家庭における女性のあり方を表した字であり、細やかな女性の姿形振る舞い等を表現した文字ではない。しかし時代がくだるにつれて増加していく女性の家庭的な役割、社会的な役割、又それらの種類など社会の変化を見るにはいずれも重要な概念を表した

物であるので、其の七字という数は大いに意味があると考えられる。

次は糸偏の文字であるが、これは四字存在する。

糸はここでは糸でとり『説文』に、「糸繫也」「繫籀文糸从糸、糸籀文糸从爪絲」とある。

糸はここでは糸でとり『説文』に、「糸繫也」「糸籀文糸从糸、糸籀文糸从爪絲」とある。

糸はここでは糸でとり『説文』に、「糸繫也」「糸籀文糸从糸、糸籀文糸从爪絲」とある。

弁は本来辨字や辨字の略体字で、現代の日本では「弁当」などに使われる「弁」字であるが、糸偏とは関係がない。しかし『玉函山房』の中ではこれ等とは異なる字であるらしく、其の籀文は糸となっていて、糸偏の部類に入っているが、意味ははつきりしない。又『説文』にはこの字は無い様である。

糸はここでは糸でとり『説文』に、「糸繫也」「糸籀文糸从糸、糸籀文糸从爪絲」とある。因みに「糸」は『説文』に、「汲井綆也」とある。

以上見てくると糸偏四字の中で、はつきりと物品名と解かるものは二字である。

この外、玉偏、虫偏なども文字も探したのであるが、残念ながらここには虫偏はただ「虹」があるのと、「𧈧」があるだけである。

虹はここでは𧈧でとり『説文』に、「**虹** 蟬蝮也、状似蟲」「明堂月令曰虹始見」「**𧈧** 籀文虹从申、申電也」とある。

𧈧はここでは𧈧でとり『説文』に、「**𧈧** 電𧈧也、从它、象形 𧈧頭與它頭同」「**𧈧** 籀文𧈧」とある。

繰り返しになるが、『玉函山房』に取られている『史籀篇』は、『史籀篇』全体から言えばおそらく極く僅かであろう。しかし偏傍によつて並べられているところを見ると、それなりの体裁と順序によつて収録されているのかもしれない。そうだとすると此れまで見てきた偏旁による文字は、或いは其の偏旁の字としては『史籀篇』に見えるそれらの文字の総てなのかもしれない。以上のように考えてみると、後代、漢賦などに登場する草冠や木偏の字はほとんど物が物の名前であることを思い合わせると、この時代、つまり『史籀篇』の作られた時代というのは、物の名前は『詩経』や『楚辞』などの存在から考えて数多くあつたと謂うことは間違いの無いところで

あろうが、それらを表す文字は必ずしも完備していたわけではないと謂うことができるであろう。

## 六 漢賦と『蒼頡篇』の文字

次に、やはり『玉函山房輯佚書』で、秦の始皇帝の時代に丞相李斯が編纂したという『蒼頡七章』に、車府令趙高の作つた、『爰歴六章』それに太史令胡毋敬の『博學七章』の三篇を合わせて、閭里の書師が作つたと謂われる『蒼頡篇』を見てみたい。先ず草冠の字は十字挙げられている。

董は『玉函山房』本の説解に「藕根」とある。『説文』に「**𦉳** 鼎董也」「杜林曰藕根」とする。

**葶**は説解に、「艸葶蘆貌」とある。此れは『説文』は蘆でとり**𦉳**とあつて、他は『玉函山房』本の説解と全く同じである。

**菱**の説解は、「从多」「渠智反」とあるのみである。この字そのものは『説文』には無いが、菱字の説解の中の籀文別体字として収録されている。其の説解には、「**菱** 也」「**菱** 杜林説菱从多」とある。

芸は、旧体字「**藝**」の新体字ではなく、本来の芸字である。説解には、「芸藁葉似斜藁可食、春秋有白莠、可

食之」とある。『説文』には、「艸也、似目宿、从艸云聲、淮南子説、芸艸可以死復生」とあり、徐鉉の音注は、「王分切」となっているから、日本の漢音としては「ウン」であろう。因みに現代中国語には、藝字の簡体字ではない本来の芸字が今も蔬菜の名として使われている。

蔚は、「草木盛貌」の説解が付いている。『説文』には、「**蔚**牡蒿也」とある。

薄は、「微也」と有る。『説文』には、「**薄**林薄也、一曰蠶薄」とある。

茸は、「草貌」とある。『説文』には、「**茸**艸茸茸兒」とある。

苗は、「禾之秀者也」とあり。『説文』では、「**田**艸生於田者」とある。

葷は、「辛菜也」とある。『説文』では、「**葷**臭菜也」とある。

蓐は、「薦也」とある。『説文』には、『史籀篇』のところで掲げたように、「**蓐**陳艸復生也、艸辱聲、一曰族也」「**蓐**籀文蓐从艸」とある。

并は説解が付けられていないが、注があり、それには、「説文部首第十四」とあるが、『説文』には此れに当たる字は見当たらない。

以上所謂草の名前としての字は、はつきりしないものもあるが、十字のうち六字であろう。

次に木偏の字であるが、この（『玉函山房佚輯書』中に収録されているところの）という意味）『蒼頡篇』は始めに二字句のものが挙げられているが、それには、先ず、

「柯櫪」があるが、これには説解が無い。『説文』では、「柯」は「斧柄也」とあり、櫪は同じく『説文』に、「**櫪**斫也、齊謂之鉞鉞、一曰斤柄性自曲者」とある。

「比梳」については、「靡者爲比、麤者爲梳」とある。

『説文』では、「梳」は、「**梳**理髮也」とある。

「桎梏」については、「偏著曰桎、參著曰梏」とある。

「桎」は『説文』に、「**桎**足械也」とある。「梏」は、「**梏**手械也」とある。

「櫪櫪」は、「三輔學水具」とある。「櫪」は『説文』

には、無いようである。「櫪」は『説文』に、「**櫪**柱上柎也」「伊尹曰果之美者、箕山之東青鳧之所有櫪橋焉、夏孰也、一曰宅櫪木出弘農山也」とある。

次に一字として収録されている字であるが、収録されているのは二十一字である。先ず

桀は『説文』に、「**桀**磔也、从舛在木上也」とあ

る。

構は説解に、「椽桷字」とある。また『説文』には、「**構蓋也**」「杜林以爲椽桷字」とある。

檀は、「木名」とある。『説文』には、「**檀木也**」。

格は説解に、「量度也」、『説文』に、「**榑木長兒**」とある。

柱は説解に、「枝也、誅僂切」とあり、『説文』には、「**柱楹也**」とある。

「**柱楹也**」とある。

枅は説解に、「柱上方木也、一名楮亦名構榿亦名枅亦名**榿**」「山東江南皆曰枅自陝以西曰楮」とある。『説文』には、「**榿屋榿也**」とある。

植は、「種也」「戸旁柱曰植」とあり、『説文』には、「**植戸植也**」とある。

朴は、「木皮也」。『説文』も全く同じように、「**朴木皮也**」とある。

椎は、「打物也」とあり、『説文』には、「**椎擊也**、

齊謂之終葵」とある。

檢は、「法度也、檢亦攝也」とあり、『説文』は、「**檢書署也**」とある。

「**檢書署也**」とある。

槩は、「平斗斛曰槩」とあり、『説文』に、「**槩斡斗斛**」とある。

樓は、「閣也、謂重屋複道者」とあり、『説文』には、「**樓**

「**樓重屋也**」とある。

**榿**は影印がはつきりしない為に後のどの字に当たるかは判断できない。其の説解もあまりはつきりとは見えないが、「盛鹽物也」とあるようである。

槍は、「木兩頭銳者是也」とある。当時は槍は上下ともに鋭い武器となっていたらしい。『説文』では、「**槍** 距也」「一曰槍櫓也」とある。

槩は説解に、「疏也」とあるのみである。『説文』には、「**槩** 房室之疏也」とある。『説文』には、是とは別に櫓字もあり、「**櫓也**」とある。説文のこの両字は恐らく元も同じ字であったのであろう。

榿字は、やはり影印がはつきりせず判読しがたいが説解に「格也」とあり、其の註解の末尾に、「四分律音義引云格榿架也」とあり、『説文』は新附にあり、其の徐鉉の注に、「衣架也」とあるから、恐らくこの字であろう。

柿字は、所謂「かきのみ」を表す「柿」字の或体字であるところの「柿」とは別字で、「沛然と雨が降る」等の沛（ハイ）の系統の字である。『蒼頡篇』の説解では、「**札也、謂削木柿也**」「今江南謂斫削木片爲柿、關中謂之札、或曰柿、札音敷閉反」とある。『説文』では、「**柿削木札樸也**」「陳楚謂檣爲柿」とある。

樂は、「喜也」とある。『説文』には、「**樂**五聲八音  
総名、象鼓鞀木虞」とある。

東は、説解は全く付いていない。『説文』の説解を因  
みに挙げておくと、「**東**動也、从木、官溥説从日在木  
中」とある。

林も説解は全く無い。参考に『説文』の説解を掲げて  
おくと、「**林**平土有叢木曰林」とある。

以上二十字の中で樹木の名としては一字あるのみであ  
る。ここでも漢賦に出てくる大量の樹木名に充当するよ  
うな字は極めて少ないと謂うことがわかる。

次に馬偏の字を挙げておくと、『蒼頡篇』には馬字そ  
のものを含めて六字存在する。先ず

駭は説解に、「驚也」「警也」とある。『説文』の説解  
は、『史籀篇』のところで挙げたとおりである。

駐は、「止也」とある。『説文』には、「**駐**馬立也」  
とある。

驅は、「隨後曰驅」とある。『説文』には、「**驅**馬馳  
也」とある。

駛は、「疾也」「古文使字或作駛同」とある。『説文』  
では新附に駛(**駛**)で採っている。

驂は、「蘇南反、毛垂貌也」とある。『説文』では、

「**驂**駕三馬也」としている。

以上は総て馬の有様を表現した字である。当時の生活  
の中で馬の果たす役割が少しづつ増えてきていることが  
察せられる。

次に鳥偏、或るいは佳の字を見ると、二字句では先ず

「鷓鴣」、これは、「似鴉而黑鷓音滋」とある。「鷓」は

『説文』に、偏旁の入れ替わった字で収録され、「**鷓**鷓  
鷓也」とある。また「鷓」に就いても、鷓字と全く同じ  
説解である。

「駿鷓」は、「鷓即以翟山鷓之屬、尾彩鮮明是將飾冠以  
代貂」「駿驥神鳥飛竟天漢以爲侍中冠」とある。「駿」  
は、『説文』に、「**駿**駿驥駿也」とある。「驥」は、「驥

驥也」「秦漢之初侍中冠駿驥冠」とある。  
ほか一字のものは全部で十三字である。

佳はこの『蒼頡篇』に説解はない。『説文』には、  
「**雀**鳥之短尾総名也、象形」とある。

雀字の説解はないが、『説文』は、「**雀**鳥張毛羽自  
奮也」とある。

鳥は『説文』に、「**鳥**長尾禽総名也、象形、鳥之足  
似匕」とある。

雀字は説解が無いが、『説文』には、「**雀**鷓鴣屬」「有

毛角所鳴、其民有甌」とある。

瞿は、『説文』に、「**瞿**鷹隼之視也」とある。

雥は、『説文』に、「**雥**雙鳥也」とある。

羣は、『説文』に、「**羣**羣鳥也」とある。

鳶は、説解に、「即鴟也」。『説文』に、鳶で採り、

「**鳶**鳶鳥也」とある。徐鉉の注に、「臣徐等曰：今俗別作鳶非是」とある。

鷺は、「鷺也、生藕葉上、一名水鷺」とある。『説文』

に、「**鷺**鷺屬」「詩曰鷺鷥在梁」とある。

鷓は、「翠別名也」、『説文』に、「**鷓**知天將雨鳥也」

「禮記曰知天文者冠鷓」

鷓は、「大如鳩」とある。『説文』には、この偏と旁が

入れ替わった字で採っており、「**鷓**水鷺也」とある。

鷓は、「金琢鳥也、見則天下兵能擊殺鸞鹿」とある。

『説文』に、「**鷓**鷓寧鳩也」とある。

鳥は『説文』に、「**鳥**孝鳥也、象形、孔子曰鳥盱呼也」「取其助氣故以爲鳥呼」

鳥偏の字は十七字のうち鳥の名前と思われるものは十二字である。この中には「雙鳥」「羣鳥」などというのも一応入れておいた。

次に玉偏の字であるが、先ず二字句の中に

「玫瑰」が有り、それには、「火齊珠也」と説解が付いている。『説文』には「玫」は「玫」でとっており、「**玫**火齊玫瑰也、一曰石之美者从玉文聲」とある。しかし「文聲」には些か疑問が残る。瑰字は、『説文』に、「**瑰**玫瑰从玉鬼聲、一曰圓好」とある。

単字のものは全部で七字ある。

玉字についてこの『蒼頡篇』は説解を施していないが、『説文』には、「**玉**石之美有五德潤澤以溫仁之方也、鯀理自外可以知中義之方也、其聲舒揚專以遠聞智之方也、不撓而折勇之方也、銳廉而不技絜之方也、象三玉之連一其貫也」とある。

琬は、「玉佩名」とある。『説文』では、「**琬**大孔璧、人君上除陛以相引」「爾雅曰、好倍肉謂之琬、肉倍好謂之璧」とある。

瑞は、「應也、信也、言有善美之德即應之信瑞也」とある。『説文』に、「**瑞**以玉爲信也」とある。

珉は、「五色之石也」とあり、『説文』には、「**珉**石之似玉者」とある。

珉は、「珠在耳也、耳璫垂珠者曰珉」とあり、『説文』に、「**珉**珉也」とある。瑱字は『説文』に、「**瑱**以玉充耳也」「詩曰玉之瑱兮」とある。

珉は、「穀作珉、雙玉爲珉、故從兩珉」とある。『説

文』では、珏で採り、「二玉相合爲一珏」とある。

斑は、「文貌也、雜色爲斑也」とあり、『説文』には、この字は採られていない。

所謂多種多様の玉が漢民族世界に豊富に入り込み、特に漢民族の高位高官に、或いは其の周りを取り巻く女たちの服飾装身具に様ざまに彩を添えるようになったのは、西域との交通交易が盛んになってからである。其れは当然武帝、張騫以降のことである。

次に糸偏の文字であるが、此れは十二字ある。

絃字に説解は無いが、『説文』には弦はあるが絃字はやはりない。因みに弦は「**𦉳**弓弦也、从弓象絲軫之形」とある。

糸は『説文』に、「**𦉳**細絲也、象束絲之形」とある。

紵は、「細也」とあるが、『説文』には採られていないようである。

縻は「牛綱也」とある。『説文』には、「**縻**牛轡也、

**縻**縻或多」とある。

紋は、「綬也」とあり、『説文』には無いようである。

纁は、「似纂色赤、胡憤切」とあり、『説文』には、「**纁**織餘也」とある。

編は、「文織也古文辯字同」とある。『説文』では、

編は、「文織也古文辯字同」とある。『説文』では、

「**編**次簡也」とある。

糾は、「繩二合曰糾」とあり、『説文』には採られてはいないようである。

素は、説解は付されてはいないが、『説文』には、「**素**白緻繪也、从糸叒（叒）取其澤也」とある。

絲は、説解は無いが、『説文』に、「**蠶**所吐也」とある。

この字は当時の服飾の多彩さをあらわすものであるが、これ等の文字の中で製糸或いは紡織製品を表すものは八字である。

次に女偏の文字を探ってみると、八字存在している。先ず、

女字は、この『蒼頡篇』には説解が無い。『説文』で

は、「**女**婦人也、象形、王育説」とある。

娵字は、「加教於女也」とある。『説文』では、「女師

也」「**娵**杜林説加教於女也」とある。

婪字は、「卜者黨相詐驗爲婪」とある。『説文』は、

「**婪**貪也」「杜林説卜者黨相詐驗爲婪」とある。

媼は、「醜也」とある。『説文』では、「**媼**人姓也」

「杜林説媼醜也」とある。

媼は、「於乖反」と音の提示のみである。『説文』に

は、「**娃**圓深目兒、或曰吳楚之間謂好曰娃」とある。

媵は、「婦人賤稱」とある。『説文』には、「**媵**戲也」「一曰卑賤名也」とある。

姘は、「男女私合曰姘」とある。『説文』には、「**姘**除也、漢律齊人予妻婢姘曰姘」とある。

嬉は、「戲笑也」とある。『説文』には、嬉字はみあたらない。

この『蒼頡篇』には女偏の字がもう一字あるが影印がはつきりしない為に判読できない。

これ等の字は女性のあり方、様子などの形容語も入っているがそれらは略六字ある。

## 七 漢賦における特徴ある漢字の数と字典

以上まとめて見ると、『史籀篇』での草の名前は字は二字であるが、それが『蒼頡篇』では六字、それが『子虚賦』では二十五字余り、ということになる。『子虚賦』は字書ではない。草本を総て挙げようと謂う意思のもと作られたものではない。にも拘らずこれだけ多くの草本が記述されているのである。これが更に後漢の『説文解字』になると草に関する文字、手っ取り早く謂うと、草冠に纏わる字は四百五十字にのぼるのである。また木の

種類で謂うと、『史籀篇』では、樹木に対する関心が全くといって良いほど無かったのにも関わらず、『蒼頡篇』では三字となり、『子虚賦』では十二字以上となっている。更に『説文』ではこれも四百五十字あまりある。こうした、事物に関する表現と文字の極度な増加の事情は上に述べた漢字の対照数を比べてみれば一目瞭然である。

これは漢の武帝の時代までにそれだけ草木が意識され、それぞれに違いが認識されるようになったということである。しかし考えてみると、『蒼頡篇』の時代、つまり秦代から司馬相如の漢の武帝まではたかだか百数十年、百五十年に満たないのである。この間に草木に対する認識が格段に深まったと謂うことになる。他の字についてはもう詳しく述べる必要は無いであろうが、これは『史籀篇』、つまり戦国末期から、『蒼頡篇』の時代までのそれらの字典に見る草木や他の物品についてもであるが、その数とを比べてみると、其の数の余りの増え方の多さに驚かされる。これは確かに社会全体として組織や機構がより複雑になり、その結果物品に対する関心の度合いと、範囲の拡大の速度の変化によるものでもあろうが、恐らく屈原や司馬相如等の騷体、賦体文の作者達が自分自身で、自分の対物認識とその深化と拡張化に随っ

て、新たにそれらを表現する言葉、或いは文字を作成していった結果ではなからうか。そうしないとこの間の表現文字の伸長の速さと多さを理解できないはずである。

因みに『史籀篇』—A、『蒼頡篇』—B、『子虛賦』—C、『上林賦』—D、『説文解字』—Eの順にそこに収録された物品の名、種類など、つまりそれに関する偏や旁を有する漢字の数を挙げてみる。

	A	B	C	D	E
草	四	六	三一	四二	四五〇
木	四	二一	二〇	三九	四五〇
魚	四	収録無	二	一一	九〇
鳥	九	一七	一二	一九	一三〇
馬	四	五	三	七	一二〇
女	七	八	五	九	二五〇
糸	五	九	一八	一一	二七五

これで見ると『説文解字』に収録された字数が格段に多くなっているのがわかる。この増え方は当然前漢、後漢の三百年間を通じてと謂うことである。

以上述べて来たことの根拠には確定的でない要素が多

く含まれている。其の一つは何よりもここで取り上げた『史籀編』と言い、『蒼頡篇』と比べてみたところで、二つとも飽くまでも『玉函山房佚輯書』に採られたものであつて、随つてそこに収録されている漢字も残巻の一部に過ぎないということである。しかしとは言いながらも、些か心許ない話ではあるが、そこから少しでも戦国末期から秦漢に至までの漢字の推移の傾向を読み取るこゝとが出来のではないか、と思うのである。

そうして見たところから来る結論は、やはり漢字の増加には、前漢後漢の多くの作賦家たちが深く関わつていたのでないかと思えてならないということなのである。

(二〇〇八年十一月二十八日掲載決定)